

(様式1)

発湯教第555号

令和2年2月10日

文部科学大臣 殿

鳥取県東伯郡湯梨浜町長 宮脇正道

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

湯梨浜町公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和元年度～令和3年度（3年間）

(担当)

湯梨浜町教育委員会事務局教育総務課

住所：鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1

電話：0858-35-5362

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

公立学校の耐震化率は100%で各校とも湯梨浜町地域防災計画により避難所として指定されており、地震その他の災害に関して地域の防災拠点として活用している。学校施設に必要な防災機能について、防災担当部署と十分に連携しながら検討を行い、優先度の高いものから順次整備する。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

平成31年4月の中学校統合により、校舎、体育館をはじめ、プール、武道場、屋外環境施設(グラウンド)、太陽光発電設備、給食センターを整備し、教育環境の充実を図っている。小学校については、すべての普通・特別教室に空調設備を整備し、児童に最適な学習環境を提供している。これらの施設、設備を適切に管理するとともに、屋内外施設についてより良い教育環境を維持するため必要な施設整備を計画する。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		3 校
中学校		1 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		0 園
幼保連携型認定こども園		5 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	0 箇所
	学校武道場	1 箇所
	社会体育施設	7 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有	令和元年6月
国土強靱化地域計画 ^{※2}	無	

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画の初年度に目標の達成状況を評価するための指標を検討する。計画期間終了後、指標に基づく評価を実施し、評価結果は町の情報公開コーナーまたは町教育委員会教育総務課窓口などで閲覧に供する。

